高校生向け消費者教育副読本「おっと！落とし穴」　ワークシート

　　　年　　　組　　　番　　氏名

若者のための消費者教育副読本「おっと！落とし穴」を参考にしながら、以下の問題に取り組んでみましょう。

成年年齢の引き下げについて

（１）成年年齢引き下げ後、何歳で成年となるでしょう。　　　　　　　　　　　　答　　　　　　歳

（２）成年年齢が引き下げられても、すべての行動が認められるわけではありません。成年年齢引き下げ後も、20歳にならないとできないことを選び、記号で答えましょう。（２つ）

　　　ア　自分で携帯電話を契約する　　　　　　　イ　馬券を買う

　　　ウ　自分でクレジットカードをつくる　　　　エ　消費者金融でお金を借りる

　　　オ　飲酒・喫煙をする　　　　　　　　　　　カ　一人暮らしのアパートを借りる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　答　　　　　・

契約について

（１）冊子（p4）の契約クイズに挑戦してみましょう。

（２）契約のしくみについて、次の文章の空欄に語句を入れましょう。

・契約とは、（　　　　　　）な責任が生じる約束事です。

・契約は、申込と承諾という（　　　　　　　）により成立し、契約書のような書類を作らなくて

も（　　　　　　　）だけでも成立します。

いったん契約が成立すると、一方的に契約を取りやめたり、内容を変更したりすることは、基本的にできません。自分の契約に責任を持ちましょう。

（３）１８歳から、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

　　　未成年者が保護者の同意を得ずにした契約は取り消すことができますが、成年後は特別な理由がない限り契約を取り消すことができません。

それを踏まえて、契約する際、どんなことに注意しなければならないか考えてみましょう。

　インターネットトラブルについて

1. 次の文章について、正しい行動には○、間違っている行動には×をつけましょう。
2. 旅行の宿泊先を調べていると、「完全無料アダルト動画」の広告が表示されたので、興味本位でクリックした。無料動画の再生ボタンを押すと、画面に「登録料９万円」と表示された。

　　　　　　契約は成立しているので、料金を支払った。

1. 用事で行けなくなったコンサートのチケットを、フリマアプリで２倍の値段で売った。買ってくれる人がいたので、次回のコンサートも余分にチケットを買って売ろうと思う。
2. お試し10円のダイエットサプリメント。数か月の定期購入が条件となっていないかHPをしっかり確認し、保護者に相談した上で購入した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　答

（２）個人情報の取扱いについて、次の文章を読み、問題点と改善策を考えてみましょう。

1. 豪華プレゼントをもらうために動画サイトに会員登録した。登録する際、利用規約の同意画面がでてきたが、長くて読むのが面倒だったので、よく読まずに同意した。

登録してから、関係のない会社から宣伝のメールが大量に送られてくるようになり、迷惑だ。

1. いつも利用するオンラインショッピングサイトから、アカウントが無効になっているとメールが届いた。びっくりして、メール本文や送り主のメールアドレスをよく確認せずに、メールに記載のURLでサイトにアクセスし、アカウント情報を入力した。

１ヵ月後、身に覚えのない高額な請求があったのでサイトで確認したところ、アカウントを不正利用されていることが分かった。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 問題点：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 改善策：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  | 問題点：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 改善策：  |

消費者を守る法律のしくみについて

トラブルが生じやすい７つの取引形態について、様々な規制をかけることで、消費者に損害が生じることを防止し、消費者の利益を保護するための法律（特定商取引法）があります。

（１）上記の法律で定められている、一定期間内に事業者に通知をすることで無条件に契約を取り消すことができる制度は何でしょう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　答

　（２）当制度が適用される場合について、次の文章の空欄に当てはまる語句を語群から選びましょう。

1. 友人やSNSで知り合った知人から「簡単にもうかる」などと勧誘され、商品やサービスを契約させられた。人を紹介すれば報酬を得られることばかり強調しているが、もうけ話の実態はよく分からない。

●このような販売方法を（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）といい、契約書などの書面を受け取ってから（　　　　　　　）以内であれば、契約を取り消すことができます。

1. 街頭で突然「モデルにならない？」と声を掛けられ、説明だけ聞いてみようと事務所に行った。そこで、モデルになるための特別レッスンの受講を熱心に勧められ、つい契約してしまった。

●このような販売方法を（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）といい、契約書などの書面を受け取ってから（　　　　　　）以内であれば、契約を取り消すことができます。

【語群】　連鎖販売取引（マルチ商法など）　　　８日

　　　　　訪問販売（キャッチセールスなど）　　２０日

　（３）当制度に関する次の文章について、正しいものには○、間違っているものには×をつけましょう。

1. 祖母の家に不用品の買取サービス業者が来た。業者の巧みな話術により、売るつもりのなかった着物やアクセサリーまで売ってしまった。その日から２０日以内であれば契約を取り消せる。
2. 当制度が適用される場合、契約を取り消したい旨の通知をしても、「通知が届かない」「事業者と連絡がつかなくなった」「そもそも架空の事業者だった」など、契約を取り消せない場合もある。

答

いろいろな決済手段について

空欄に当てはまる語句を語群から選びましょう。

・（　　　　　　　　　　）を利用して買い物をすると、カード会社が代金を立て替え、後に消費者が分割または一括でカード会社に支払うことになります。

　便利な反面、支払期日までにお金を用意できず、複数のカード会社や金融機関などから借り入れを繰り返し、借金の返済が困難な（　　　　　　）を抱える危険性があります。

・スマホ決済を利用する際は、パスワードの二段階認証など（　　　　　　　　　　）が行われているものを選ぶようにしましょう。また、決済金額は必ず（　　　　　　　　）し、支払い完了のお知らせメールなどの記録を残しておきましょう。

【語群】　デビットカード　　クレジットカード　　プリペイドカード

　　　　　多重債務　　セキュリティ対策　　家に帰って確認　　その場で確認

　みんなの消費が社会を変える？！

　（１）消費者が主体となる社会について、次の文章の空欄に語句を入れましょう。

・消費者は、商品やサービスを（　　　　　　　）に消費するのではなく、自らの消費が社会に与える影響を自覚して、（　　　　　　）な市場の形成、（　　　　　　　　）な社会の実現に

（　　　　　　　）に関与しようとする姿勢が求められています。私たち消費者は、自分だけではなく周りの人々、地域社会、環境、更に未来の人々や社会にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に参加することが求められています。このような社会を（　　　　　　　　　）と言います。

・このような社会の実現のために、私たちができることの１つに「エシカル消費」があります。

　　　　　冊子（p25.26）を参考に、自分ができることを３つ考えてみましょう。また、考えた行動について、日々の生活で実践していきましょう。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

一人一人ができる食品ロス削減の取組を考えてみよう

|  |
| --- |
|  |

　調査してみよう

・１８歳から成年となりましたが、法的にはどこで規定していますか。

|  |
| --- |
|  |

・飲酒は、２０歳にならないとできないとありますが、法的にはどこで規定していますか。

　また、なぜ飲酒が認められないかまとめてください。

|  |
| --- |
|  |

・チケットの不正転売をするとどのように罰せられますか。また、その法律はどのような法律ですか。

|  |
| --- |
|  |

・クレジットで購入した場合、一括払いと数回に分割して払うのとどのように違いますか。

|  |
| --- |
|  |

・投資の知識はなぜ必要なのでしょう。

|  |
| --- |
|  |

・「消費者市民社会」とは、どういう社会をめざしているのでしょうか。自分たちは、何ができるだろうか、話し合ってみよう。

・消費者教育を学習して、何が印象に残っていますか。グループで話し合ってみましょう。

・食品ロス削減啓発のポスター・標語を見て、これらを見て、どのような気づきがありましたか。

知っておこう！もしものときの相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

消費者トラブルにあったら消費者ホットライン　　　　　　　　　　　　に相談しましょう！

○電話をすると、市町村または県の消費生活相談窓口につながります。

○悪質商法による被害や契約のトラブルなどについて、

専門の相談員が問題解決のための手助けや助言をしてくれます。

○お話いただいた内容の秘密は守られます。

　　★あなたの市町村の消費生活相談窓口の電話番号を調べてみましょう！

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

「困ったな」「どうしよう」と思ったときは、一人で悩まず相談しましょう！

あなた自身の問題解決につながることはもちろん、次の被害を未然に防ぐことにつながります。

　～振り返り～

　　学習を通して思ったことや、今後気をつけようと思ったことなどを記入しましょう。